

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画策定業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画策定業務

(2) 業務の目的

別添仕様書のとおり

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校のいずれかに係る基本計画策定業務について地方自治体と契約し、完了した実績があること（平成27年4月1日以降に完了したものに限り）。なお、基本

計画策定業務の実績が無い場合は基本設計業務も可とする。

- (2) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。又は三木市の入札参加資格者名簿への登載に足る十分な資力、信用を有すると認められる者であること。
- (3) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 公告日時点において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール

スケジュールは別表 1 のとおりとする。

6 実施要領等の配布

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室

電話：0794-82-2000（内線 3533）

- (2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 11 月 14 日まで
(平日午前 9 時から午後 5 時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、三木市ホームページ
(<http://www.city.miki.lg.jp/>) からダウンロードできる。

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

(1) 質問方法

質問書(様式第 6 号)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「(事業者名) プロポーザル質問書の送付」とすること。

(2) 提出先

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室
メールアドレス：shochuikkan@city.miki.lg.jp。

(3) 提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。
電話番号：0794-82-2000(内線 3533)
※システムの都合上、メール受信に多少時間がかかります。

(4) 受付期間

令和 7 年 10 月 14 日(火)から令和 7 年 10 月 28 日(火)まで

(5) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和 7 年 11 月 5 日(水)までに全事業者にメールにより回答する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(6) 留意事項

質問回答の内容は、仕様書の追加又は修正とする。

8 参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書（様式第1号） 1部

(2) 会社概要書（様式第2号） 1部

※パンフレット等会社の概要がわかるものを、併せて提出すること。

(3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号） 1部

(4) 業務実績調書（様式第4号） 1部

※小学校、中学校、義務教育学校のいずれかを対象とする。

※平成27年4月1日以降に完了した実績のうち、代表的なものを記入すること。

※記載件数は最大で3件までとする。

(5) 業務実施体制表（様式第5号） 1部

(6) 三木市の入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については、次に掲げる書類を合わせて提出すること。

ア 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※現在事項全部証明書は不可

※交付日が提出日から3か月以内のもの

イ 法人印鑑証明書

※交付日が提出日から3か月以内のもの

ウ 財務諸表

法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書またはこれに準ずるもの

エ 納税証明書（滞納なし証明）

法人税（所得税）・消費税分

※市内に本店、支店がある場合は三木市納税証明書も必要

※交付日が提出日から3か月以内のもの

9 参加申込提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室 宛

(3) 提出期限

令和7年11月14日（火） 午後5時

(4) 辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、電話連絡の上、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式第1号の2）を持参又は郵送により提出すること。

10 参加資格審査結果通知

(1) 参加申込後、参加資格を有すると認める者には「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式第7号の1又は様式第7号の2）により参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

(2) 参加申込後、参加資格がないと認めた者には「参加資格審査結果通知書」（様式第8号）により、参加資格要件を満たしていないためプロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

11 企画提案書等の提出

提出方法及び提出先は、「9 提出方法及び提出先」による。

(1) 提出期限

令和7年12月3日（水） 午後5時

(2) 企画提案書等の体裁

提出書類については、次のア～エの順に綴じること。

添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

ア 企画提案書等表紙（様式第11号）

イ 目次（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

文字サイズは12ポイントを基本とし、カラー刷りは可とする。用紙はA4サイズ又はA3サイズとし、A4サイズで10

枚（A3サイズで5枚）以内とすること。また、提出書類に記載する表現については、わかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

エ 見積書（様式第12号）

(3) 企画提案書の内容

企画提案書の内容については、吉川地域における施設一体型小中一貫校基本構想の内容を踏まえた上で、以下について記載すること。

ア 地域や保護者、教職員等の関係者の意見聴取とその反映について

イ 新しい時代の学びを実現する施設設備について

ウ 敷地の状況を踏まえた施設配置について

エ ライフサイクルコストの縮減や市の財政負担軽減策について

オ その他自由提案

(4) 提出部数 10部

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時から午後5時までの間とする。

(6) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室 宛

12 審査及び選定

(1) 選定方法

ア 参加申込の提出書類を受理した後、担当部局において応募資格の適否を確認する。

イ 審査にあたっては、プロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に基づき、応募者の提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションについて審査する。

ウ 応募件数が4件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類を基に一次審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）へ諮る案件を絞り込むことがある。

(2) 一次審査結果通知

ア 一次審査を実施した場合、一次審査を通過した者には「一時審査結果通知書兼二次審査参加依頼書（様式第9号）」により、一次審査を通過したことを通知するとともに二次審査（プレゼンテーション）への参加を依頼する。

イ 一次審査を通過しなかった者には「一時審査結果通知書（様式第10号）」により一次審査を通過しなかったことを通知する。

(3) 提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーション審査

ア 実施日

令和7年12月中旬から下旬を予定

※実施時間や会場などの詳細は、後日通知する。

イ 審査方法等

審査は、三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画策定業務の事業者選定プロポーザル審査委員会により、次の方法で行う。

(ア) 1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答（評価を含む。）20分程度とし、出退及び機器準備を含めて45分以内とする。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ その他

(ア) 審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め4名程度）とする。

(イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。）。

(ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類

のうち、企画提案書等と同様のものとする。(同様の内容であれば、表現形式の変更可)

(エ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(4) 審査項目

審査項目は別表2のとおりとする。

(5) 審査方法

ア 応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出する。

イ 各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

(6) 業務受託候補者の決定

ア 評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を、業務受託候補者として選定する。

イ 最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

(7) 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア この要領に定める参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場合
(軽微な場合を除く。)

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

13 その他

(1) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点(価格点を除く)が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。

(2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書

類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。

- (4) 企画提案の手續に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (6) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (7) 受託者から提出された企画提案書等は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書等を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。
- (8) 県立吉川高校の敷地においては、運動場の一部は谷地を埋め立てて整備していること、敷地南側から北側へ抜ける暗渠があることに留意すること。

担当者

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室 担当：本岡

電話 0794-82-2000（内線3533）

メール shochuikkan@city.miki.lg.jp

別表 1

内容	期日
プロポーザル公告 (実施要領等の公表)	令和 7 年 10 月 14 日 (火)
質問書の受付期限	令和 7 年 10 月 28 日 (火)
質問書に対する回答予定日	令和 7 年 11 月 5 日 (水)
参加表明書、会社概要書の提出期限	令和 7 年 11 月 14 日 (金)
参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼等通知予定日	令和 7 年 11 月 19 日 (水)
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 12 月 3 日 (水)
一次審査結果通知予定日	令和 7 年 12 月中旬
二次審査(プレゼンテーション)実施予定日	令和 7 年 12 月中旬～下旬
二次審査結果通知予定日	令和 7 年 12 月下旬
業務委託契約締結予定日	令和 8 年 1 月中旬

※上記は予定であり、状況に応じて変更する可能性がある。

別表 2

	評価項目	評価基準	配点
一 次 審 査	見積額	妥当な見積額となっているか。	20
	本業務委託の実施体制	適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。	10
	本業務と同等業務の実績	他自治体において同等の事業実績がどの程度あるか。	20
	他自治体の同等事業における工夫	他自治体の同等事業において独自の工夫をした実績はあるか。	20
	提案内容の妥当性と独創性	提案内容が現実的かつ効果的であり、魅力的な提案であるか。	30
			計

	評価項目	評価基準	配点
二 次 審 査	関係者の意見聴取と反映	関係者の意見を十分に聴き取り、計画に反映させる効果的な手法が提案されているか。	20
	新しい時代の学びを実現する効果的な施設設備の提案	新しい時代の学びを実現するために、公立小学校、中学校の現状及び課題を把握し、効果的な施設設備が提案されているか。	20
	施設配置案の実現性と独創性	敷地の状況を的確に把握し、実現性や独創性の高い提案がされているか。	20
	ライフサイクルコスト縮減、財政負担軽減策	ライフサイクルコストの縮減、財政負担軽減策について、効果的な提案がされているか。	20
	独自性	事業者独自発想による効果的な提案がされているか。	10
	設計への円滑な接続	基本設計、実施設計への円滑な接続が見込めるか。	10
			計